**会員の資格に関する細則**

特定非営利活動法人　千葉市音楽協会（以下、本会と称する）に属する、賛助会員、個人会員および団体会員（以下、会員と称する）の資格に関して、定款第8条および第9条に基づき、その細則を定める。

第1条（目的）

　　本会の会員のより活発な活動を支援し、もって本会の活性化を図ることを目的とする。

第2条（会費）

　　本会の会員は、会員の資格を継続する場合、定款第8条により、当該年度の会費を、5月末までに支払うものとする。

ただし、特段の理由があり、理事会で認められた場合は、支払いを猶予できる。

第3条（会費の滞納）

　　本会の会員が、本会の複数回の督促にもかかわらず、次のように会費の滞納をした場合、会員は、その資格を喪失する。

1. 2年間連続して滞納したとき。
2. 3年間に2回滞納したとき。
3. 明らかに、会費を支払う意思がないと認められるとき。
4. 団体会員においては、意図的に構成数を低く申告し、改善が見られないとき。

　　ただし、特段の理由があり、理事会で認められた場合は、この限りではない。

第4条（資格の喪失）

　　第3条により、資格を喪失した会員については、理事会の承認を得た上で、本人に通知し、本会の会員名簿から削除する。

第5条（復帰制限）

　　資格を喪失した会員が、再度、本会の会員になる場合、定款第7条により、対応する。

第6条（改訂）

　　当細則は、理事（団体代表理事含む）または事務局の発議により、理事会の決議をもって

改訂できる。

制定　　　：　2017（平成29）年8月23日

改訂記録　：